

特集 安全・衛生委員会をデザインする

安全・衛生委員会は、労働安全衛生法（以下「安衛法」という）で一定規模以上の事業場に設置が義務づけられており、職場の安全衛生管理に欠かせない組織・活動であることは周知のとおりである。それにもかかわらず、現場の担当者から「マンネリ化している」「報告に終始しがち」「法定の開催頻度に満たない」などの声を聞くことがある。そこで改めて安全・衛生委員会にスポットを当て、その重要性を再確認するとともに、活性化に向けてのデザイン（設計・工夫）のポイントを紹介する。

本誌では、安全衛生委員会・安全委員会・衛生委員会の総称として用いている。

総論 ↓ 安全・衛生委員会の役割と活性化対策

活性化の具体的方策と 年間活動計画立案にあたって

椎野労働衛生コンサルタント事務所代表 椎野 恭司

職場の安全衛生対策を進めるにあたっては、安全・衛生委員会を活用することが最適です。しかし実際には、委員会のマンネリ化などで悩んでいる事務局が多いと聞きます。そこで、筆者のこれまでの経験から、委員会活性化に向けていくつかのポイントをご紹介します。

安全・衛生委員会の役割

安全衛生の取り組みは、公務災害

動なのです。

公務災害を防ぐためには、災害が発生する前のリスクの段階で対策しておかなければなりません。しかし、日本人は、リスクに備えることが苦手であると感じられます。たとえば、「縁起が悪い」といって悪い結果を連想させる言葉を嫌がる風習があります。河原に群生している「葦」は、もともと「あし」と呼ばれていましたが、「悪し」を連想するため「よし」というまったく正反対の呼び名も生まれました。「するめ」を「あたりめ」と呼ぶのは、賭け事で損をする印象を避けるためだと言われています。そして、「悪いことは起らないだろう」「たぶん大丈夫だろう」と逃げしまいがちです。

また、人の能力を過信して、頼り

すぎる傾向があります。客観的に災害発生の可能性があると認識していても、「担当者がうまく作業するから事故にはならないだろう」と考えてしまいがちです。しかし、人はいつか失敗します。たとえ単純で簡単な作業だとしても、疲労、油断、焦りなどが原因でヒューマンエラーを起すことがあります。

このような状況の中で対策を進めていくためには、各職場から委員が選出されている安全・衛生委員会を活用することが最も適していると言えます。どのようなリスクが潜んでいるのかを見つけ出し、職員の安全と健康のために労使が協力して対策を検討するための場が安全・衛生委員会です。

「**労働安全衛生法**」の改正について
労働安全衛生法の改正が、労働安全衛生の向上に大きく寄与するものと期待されている。改正の目的は、労働者の安全と健康の確保、労働環境の改善、労働災害の防止などである。改正の主な内容は、労働者の安全衛生に関する義務の強化、労働環境の改善に関する規定の追加、労働災害の防止に関する規定の追加などである。



改正の主な内容は、労働者の安全衛生に関する義務の強化、労働環境の改善に関する規定の追加、労働災害の防止に関する規定の追加などである。改正の目的は、労働者の安全と健康の確保、労働環境の改善、労働災害の防止などである。改正の主な内容は、労働者の安全衛生に関する義務の強化、労働環境の改善に関する規定の追加、労働災害の防止に関する規定の追加などである。

改正の目的は、労働者の安全と健康の確保、労働環境の改善、労働災害の防止などである。改正の主な内容は、労働者の安全衛生に関する義務の強化、労働環境の改善に関する規定の追加、労働災害の防止に関する規定の追加などである。

改正の目的は、労働者の安全と健康の確保、労働環境の改善、労働災害の防止などである。改正の主な内容は、労働者の安全衛生に関する義務の強化、労働環境の改善に関する規定の追加、労働災害の防止に関する規定の追加などである。

参考文献
1) 椎野恭司監修(2022)「安全衛生委員会運営サポートブック」一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会
2) 椎野恭司(2022)「衛生管理者の現状と課題」産業医学ジャーナル-産業医学振興財団45(1)6, P.4-7